



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. 高齢者の安全・健康で新助成金 (2019/09/16)

厚生労働省は令和2年度、中小企業における高年齢労働者の安全・健康対策を支援する助成金を新設する方針である。高年齢者が個々の特性に応じた能力を発揮し、安心して活躍できる環境を整備する考え。調査によれば、65歳以上の従業員の雇用確保に向け国に求める支援として、約53%の企業が「人件費等の経費援助」を挙げている。厚労省が今後まとめるガイドラインに沿った取組みを実施する企業に最大100万円を助成する予定とした。

2. 競業避止義務に違反せず (2019/09/16)

東京・国分寺市内でまつげエクステンション専門店を営業する(株)リリー・ラッシュが、同市内の別の会社の店舗で元従業員が顧客のカルテを使用し働いているのは競業避止義務違反として訴えた裁判で、知的財産高等裁判所(鶴岡稔彦裁判長)は同社の請求を棄却した。両者は入社時に「退職後2年は在職中に知り得た秘密情報を利用して、同市内で競業は行わない」とする誓約を交わしていた。同高裁は誓約書の「秘密情報」を不正競争防止法の「営業秘密」と解釈し、カルテは管理に不備があり営業秘密に当たらないと判断。秘密情報を利用した競業でないとした。

3. 自動車運送業の働き方改革推進へ施策強化 (2019/09/16)

国土交通省は令和2年度、自動車運送事業における働き方改革の推進の取組みを強化する。長時間労働が顕著なトラックドライバーの働き方の是正に向けて、とくに荷待ち時間が長い輸送品目別に、今年度中に作成するガイドラインに沿った活動を事業者に向けていく。輸送品目を問わず荷待・荷役時間や労働時間の実態調査も実施する方針。人手不足が深刻なバス事業については、女性など多様な人材を確保するための課題を整理するとともに、企業における対応をガイドラインにまとめる。

4. 令和2年高卒求人初任給・建設業が20万円台に突入 (2019/8/19)

来春高校を卒業する生徒に対して企業が提示している高卒求人初任給の水準を本紙が調査したところ、単純平均で18万6455円だった。職種系統別では、「技術・技能系」が18万6545円、「販売・営業」18万4147円、「事務」17万7497円などとなっている。とくに「技術・技能系」の建設業は、前年比9637円増の20万21円で、20万円台に到達している。

★災害時対応台風での休業について★

台風で会社が休業した場合、休業手当は支給対象となるのか？

労働基準法の観点からは、休業が使用者にとって不可抗力と言えるという点によって判断されます。ただし、災害対応については、金銭(休業手当)の問題だけではなく、労働者の安全配慮義務や企業リスク管理の論点も同様に重要ですので、企業としての対応を検討する必要があります。

台風の場合(地震による事業所倒壊などもそうですが)は、自然の営みが原因であり、会社とは関係なく発生します。そしてそれは人間の力では防ぎようもありませんから不可抗力と認められ、労基法上では休業手当を支払う義務は使用者に発生しないこととなります。

労基法は最低限の基準を定めた法律であり
労使は「労働条件の向上を図るよう努めなければならない。」(労基法第1条)という趣旨があります。

台風などの災害時でも、できるだけ労働者の収入に影響が出ないように制度づくりをすすめることも、福利厚生の一環と考えられます。

以下のような対策を取ってはいかがでしょうか？

具体的な対応

1. ノートパソコン等を活用して自宅で業務(メール対応、資料作成、情報収集調査等)ができるのであれば、在宅勤務を認め所定労働時間分の通常の賃金を支給する。
2. あらかじめ台風直撃が予想されている場合は、全社的に振替休日を実施する。(振替休日については、就業規則上の根拠規定が必要です。労働者への説明も丁寧に行う必要があります。)
3. 有給休暇の取得奨励日として、出勤せずに休暇を取るよう働きかける。
4. 判断に迷うケースであれば、休業手当として平均賃金の6割を補償する。



いろいろな労務管理についてのご相談、気軽にお問い合わせ下さい。

・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第94回

過重労働とみなされない扱いは?

Q、昨今、過重労働が世間で問題になっています。当社でも残業は多いほうなので対策をしたいと思います。

具体的に何時間で過重労働とされるのでしょうか?

A、過重労働とは、残業や休日出勤が慢性的に多い状態のこと。

具体的な定義はありませんが、月80時間の残業で過労死リスクがあると言われています。

時間外や休日の労働時間が増えると、健康障害のリスクが高まるという医学的根拠により、国を挙げて過重労働をなくしていこうという動きが広まりつつあります。

過重労働に法的な定義はありませんが、

月に100時間の労働時間を超える場合、または2~6ヶ月を平均して月80時間を超える場合、脳卒中や心臓病のリスクがあると言われています(過労死ライン)。



shutterstock.com • 412427164

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

台風被害に遭われた顧問先の皆様、心よりお見舞いを申し上げます。次々に明らかになる被害状況にただただ心がつぶれる思いをしております。当事務所は停電もなく助かりましたが、田舎にある家は、惨憺たるものでした。

現代のような情報社会でも、都市部と郊外では大きな隔たりがあるのでしよう。知らずに安穩として過ごしていて迂闊なことでした。

これからどんどん復旧が進んでいきます。早く早く元の生活に戻れるよう、お祈りいたします。

・ ・ ・ 発 行 ・ 制 作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<http://www.officebayleaf.com>